

農林水産政策の推進に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経済連携協定等のあり方に係る適切な対応

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加のあり方に関しては、国内の農林漁業に及ぼす影響を十分考慮し、喫緊の課題である震災からの復旧・復興と、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農林漁業の将来にわたる確立と振興などが損なわれないよう十分配慮するとともに、医療・社会福祉、金融・保険、政府調達等の我が国のあらゆる産業分野、更には地域経済にも多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、国民に対し、詳細な情報を開示し、十分な議論を尽くし、国民的な合意を得た上で、慎重に対応すること。

併せて、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」では、農林漁業の再生のための安定財源の確保策や消費者負担から納税者負担への移行、直接支払制度改革等の具体的な方策は今後検討することとされていることから、実効性のある対策を早期に明らかにするとともに、農林水産関連施策の一層の充実を図り、持続可能な力強い農林漁業を確立すること。

また、経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）交渉等においては、国内の農林漁業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、小麦、乳製品等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

2. 農業者戸別所得補償制度の推進

(1) 農業者戸別所得補償制度の実施に当たっては、農業者等が安心して取り組むことができるよう必要な財源を確保するとともに、生産現場等が混乱することのないよう、継続的かつ効率的に実施するための関係法令を整備すること。

また、地域や品目ごとの価格・収入の変動に対するセーフティネット策を講じること。

(2) 制度の円滑な運用を図るため、農業者に対する説明や広報活動を充実させるとともに、都市自治体の事務負担を軽減すること。

(3) 地域が独自に推進してきた振興作物の生産や品質向上の取組などが後退することのないよう、単価の設定など地域の実情が反映されるような制度とすること。

また、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、小規模農家にも配慮した制度とすること。

- (4) 新規需要米及び加工用米は、国が責任を持って販路・需要拡大に取り組むとともに、農業者の生産拡大に向けた支援策を講じること。
- (5) 平成24年度以降の制度のあり方については、政策効果の検証をもとに、必要な見直しを検討するとされているが、見直しの検討に当たっては制度の多角的な検証を十分に行うとともに、関係者からの意見を踏まえて行うこと。

また、制度の見直しは、作付計画を立案する前までに行うとともに、農業者に対する周知・広報の徹底を図ること。

3. 農業農村整備事業の推進

- (1) 農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の充実強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。

また、農業生産基盤及び農村生活環境基盤等の保全管理についても計画的かつ円滑に推進できるよう保全管理に係る制度を拡充するとともに、国、都道府県、市町村、土地改良区等の役割分担のあり方を十分議論し、必要な予算を確保すること。

- (2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災対策の充実強化を図ること。

4. 家畜伝染病対策及び畜産・酪農経営安定対策の充実強化

- (1) 家畜伝染病の発生により、風評被害を含めた損失や影響を被った畜産農家や地域経済の再建及び活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を講じるとともに、必要な支援措置を講じること。

また、都市自治体が独自に行う防疫対策や経営支援対策等に対しては財政措置を講じること。

- (2) 牛乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進するとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、さらなる経営安定対策を講じること。

5. 鳥獣被害防止対策の推進

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害緊急総合対策を平成 24 年度以降も継続的な制度とするとともに、必要な予算を確保すること。

また、地域の実情に応じた補助対象及び配分基準等の見直しを行うとともに、財政支援の拡充を図ること。

- (2) 野生鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を一層推進し、根本的かつ効果的な対策を講じること。

また、住民に被害が生じるおそれがある緊急時等における対処を可能とするため、狩猟制度及び関係法令等の見直しを行うこと。

さらに、狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じること。

6. 森林整備対策等の充実強化

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林がもつ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能等を有する竹林の整備に係る支援措置を講じること。
- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。
- (3) 再生可能エネルギーとして木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政支援措置を拡充すること。
- (4) 海外資本等による森林買収とそれに伴う大規模な伐採の規制や水源の保全を強化すること。

7. 水産業の経営安定対策等の充実強化

水産基本法に則り、水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策の更なる充実強化を図るとともに、漁港をはじめとする水産基盤整備を推進するため、十分な予算を確保すること。

8. 農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例の恒久化等

農林水産業の経営安定や農林水産施策の総合的な推進を図るため、農林漁業用軽

油引取税の免税措置の恒久化並びに農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置を継続するとともに、地球温暖化対策のための税については、農林漁業者の過重な負担にならないよう万全の措置を講じること。